

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課・徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、地方税の賦課・徴収に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

吹田市の税務システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課・徴収に関する事務
②事務の概要	<p>【業務全体概要】 地方税法、市税条例等に従い以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">①個人住民税事務②固定資産税事務③軽自動車税事務④収納事務⑤滞納整理事務
③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納システム、滞納整理システム、宛名システム、ズバット課税状況、地方税ポータルシステム(eLTAX)、国税連携システム、イメージ管理システム、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、共通基盤システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書交付システム、課税職人エキスパート9
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none">①個人住民税特定個人情報ファイル②固定資産税特定個人情報ファイル③軽自動車税特定個人情報ファイル④収納特定個人情報ファイル⑤滞納整理特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・第9条(利用範囲)<ul style="list-style-type: none">第1項: 番号法別表第1に規定された事務<番号法別表第1> 上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条・第19条第9号 <p>②番号法施行令(平成26年政令第155号) 第22条</p> <p>③番号法施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号) 第19条</p> <p>④番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p> <p>⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務において個人番号を利用する。</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p><別表第2における情報提供の根拠> ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) ・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第8号: (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項): 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、 39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、 84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、 116、117、120の項</p> <p>②番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p><別表第2における情報照会の根拠> ①番号法第19条第8号 ②番号法別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの:27の項 ③主務省令 ・別表第二省令第20条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務部 税制課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 市民部 市民総務室 情報公開担当 電話:06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 税務部 税制課 電話:06-6384-1243

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署 市民生活部 税務室 税制課 ②所属長 上村里三	①部署 税務部 税制課 ②所属長 當 義久	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年11月18日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 吹田市役所 市民生活部 市民相談室 情報公開課	請求先 吹田市 市民部 市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年11月18日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	連絡先 吹田市役所 市民生活部 税務室 税制課	連絡先 吹田市 税務部 税制課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1243	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年11月18日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年11月18日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成29年9月6日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成29年9月6日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年9月24日	表紙 特記事項	吹田市は、現在、税務システムについて再構築を進めているところである。新システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。	吹田市の税務システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年9月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年3月11日	5. 評価実施機関における担当部署	<新規>	課長	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年3月11日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成30年9月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年3月11日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成30年9月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年3月11日	IVリスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和1年11月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納システム、滞納整理システム、宛名システム、ズバット課税状況、地方税ポータルシステム(eLTAX)、国税連携システム、イメージ管理システム、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、共通基盤システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納システム、滞納整理システム、宛名システム、ズバット課税状況、地方税ポータルシステム(eLTAX)、国税連携システム、イメージ管理システム、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、共通基盤システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書交付システム、課税職人エキスパート9	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和元年8月1日	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和元年8月1日	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・第19条第8号	・第19条第9号	事後	
令和3年9月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号: (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項): 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 <別表第2における情報照会の根拠> ①番号法第19条第7号	・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号: (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項): 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 <別表第2における情報照会の根拠> ①番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計数か 令和元年8月1日	いつの時点の計数か 令和3年9月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和3年9月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計数か 令和元年8月1日	いつの時点の計数か 令和3年9月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。